

(航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定  
に関する交換公文)

(参考)

(航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定に関する交換公文)

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日署名された航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定(以下「協定」という)に言及するとともに、両政府がそれぞれの国において施行されている法令の範囲内とするべき次の措置に関し、協定に関する交渉の過程において両政府の代表者間で到達した了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

- 1 一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の領域内において、支店を設置し及び維持し並びに協定業務の運営に必要な活動に従事することを許される。
- 2 一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の領域内にある支店に管理職員、技術職員、運航職員その他航空業務の提供に必要な専門職員を派遣し及び置くことができる。
- 3 一方の締約国の指定航空企業は、収益すなわち協定業務の運営に関連して他方の締約国の領域内にお

いて得た収入のうち支出を超える部分を自由に、交換可能な通貨で、通貨の交換及び送金のため当該収益が提示される時点において有効であり、かつ、その時点における取引に適用可能な為替換算率により送金し、並びに協定業務の運営のため外国通貨建ての預金勘定及び交換可能な内国通貨建ての預金勘定を開設し及び維持することを許される。

4 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が、権限のある当局の付することのある合理的な制限に従うことを条件として、自ら地上取扱業務を提供すること、その業務の全部若しくは一部を他の航空企業、他の航空企業の支配下にある機関若しくは代理業者であって当該権限のある当局の認可を受けたものに委託すること又はその業務を当該権限のある当局に委託することのいずれかを選択することができるよう最善の努力を払うことを合意する。

本大臣は、更に、閣下が前記の了解がウズベキスタン共和国政府の了解でもあることを貴国政府に代わって確認されることを要請するとともに、当該了解がウズベキスタン共和国政府の了解でもあるときは、この書簡及び閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千三年十二月二十二日に東京で

日本国外務大臣 川口順子

ウズベキスタン共和国

外務大臣 サディック・サファールエフ閣下

## (ウズベキスタン側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

## (日本側書簡)

本大臣は、更に、受領を確認した閣下の書簡に記載された了解をウズベキスタン共和国政府に代わって確認する光栄を有するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が航空業務に関するウズベキスタン共和国と日本国との間の協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千三年十二月二十二日に東京で

ウズベキスタン共和国

外務大臣 S・サファリエフ

日本国外務大臣 川口順子閣下